

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会規則第十号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

目 次

◆人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部

を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「若しくは」を「又は」に、「又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項」を「（昭和五十一年改正給与条例附則第十四項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（昇給を延伸する職員の年齢）

第十条の三 給与条例第四条第六項及び昭和五十一年改正給与条例附則第十四項の規定により読み替えられた給与条例第四条第八項ただし書の人事委員会規則で定める年齢は、五十八歳とする。

第十一条中「又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項」を「（昭和五十一年改正給与条例附則第十四項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に、「直近下位」を「一号給下位」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昇給しない職員の年齢）

第十一条の二 給与条例第四条第九項の人事委員会規則で定める年齢は、六十歳とする。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

第十二条第一項中「その昇給期間を短縮して」を削り、「給与条例第四条第八項又は昭和五十一年改正給与条例附則第十四項の規定の適用」を「職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額」に、「前条」を「第十一條」に改める。

第十三条に次の一号を加える。

八 前条の規定による昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員（第十一條の二に規定する年齢を超える職員で人事委員会が定めるもの及び人事委員会が承認した者を除く。）

第三項を次のように改める。

第十四条第一項及び第二項中「その昇給期間を短縮して」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により昇給させる場合で、昇給期間を短縮して昇給させることのその短縮することができる期間は、六月以内とする。

第十五条第一項中「上位の号給」を「上位の号給（第十一條の規定の例により得られる職務の等級の最高の号給を超える給料月額を含む。）」に改め、同条第二項を削る。

第十九條の二第一項中「職員」を「職員（第十一條の二に規定する年齢を超える職員を除く。次項において同じ。）」に改める。

第二十条中「並びに昭和五十一年改正給与条例附則第十四項」を「ただ

し書」に改める。

第二十二条第九号中「六月」を「六月（給与条例第四条第六項の規定により昇給期間が十八月とされている職員にあつては、九月）」に改める。

別表第一の表第四号の項一中「海員学校」を「海員学校（専科を除く。）」に改め、同項2中「中等部」を「中学部」に改める。

別表第三の注第六号中（三）を（四）とし、（二）の次に（三）として

次のように加える。

(三) 海員学校専科の卒業者

別表第三の三の表二等級の項に次の一号を加える。

三 規模の大きい警察署の特に困難な業務を所掌する課の長の職務

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

第一条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年十一月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。）附則第七項の人事委員会規則で定める号給又は給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 六十歳に達した日に受けていた給料月額（以下「基準給料月額」という。）に対応する昭和五十七年四月一日（以下「施行日」という。）における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の号給の一號給下位の号給である場合（第三号に掲げる場合を除く。）基準給料月額に対応する施行日における給料月額に、職務の等級の最高の号給とその一号給下位の号給との差額に二を乗じて得た額を加えた額

二 基準給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額であり、かつ、基準給料月額に対応する施行日における給料月額が職務の等級の最高の号給の二号給以上下位の号給である場合（次号に掲げる場合を除く。）基準給料月額に対応する施行日における給料月額の二号

給上位の号給

三 六十歳に達した日の翌日から施行日までの間に職務の等級を異にする異動があつた場合 次に定める給料月額。ただし、当該期間中に二以上の職務の等級を異にする異動があつた場合にあつては、人事委員会の定める給料月額とする。

イ 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額である場合 当該異動の直後の給料月額に対応する

施行日における給料月額の二号給上位の号給 (当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の号給の一号給下位の号給である場合にあつては、その給料月額に、職務の等級の最高の号給とその一号給下位の号給との差額に二を乗じて得た額をえた額)

ロ 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額 (給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額又は最高の号給である場合にあつては、その給料月額に、職務の等級の最高の号給とその一号給下位の号給との差額をえた額をいう。以下同じ。) である場合 当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における給料月額の直近上位の給

料月額

ハ 職務の等級を異にする異動の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額の二号給上位の号給 (基準給料月額に対応する給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額、最高の号給又は最高の号給の一号給下位の号給である場合にあつては、その給料月額に、職務の等級の最高の号給とその一号給下位の号給との差額に二を乗じて得た額をえた額) 又はこれを超える給料月額である場

合 当該異動の直後の給料月額に対応する施行日における給料月額 第三条 改正条例附則第七項前段の規定による昇給は、職員が現に受ける

給料月額を受けるに至った時から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間 (人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める当該期間を短縮した期間) を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、改正条例による改正後の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正後の条例」という。) 第四条第六項又は改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (以下「改正後の初任給規則」という。) 第十一条の規定による昇給の例により行うものとする。

一 基準給料月額に対応する給料月額を受けている場合又は六十歳に達した日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合 (当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 十八月 (職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員 (人事委員会が定める職員を除く。) にあつては、二十四月。以下同じ。)

二 基準給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合、六十歳に達した日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合 (当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が基準給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 又は同日後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合 (当該昇格若しくは降格の直前の給料

2

月額が基準給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額である場合に限る。) 十八月

改正条例附則第七項後段の規定による昇給は、施行日前から引き続き在職する職員が、改正後の初任給規則第十一条の二に規定する年齢に達した日後において、次の各号の一に該当し、かつ、その現に受ける給料月額を受けるに至つた時から、当該各号に定める期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める当該期間を短縮した期間)を下らない期間を良好な成績で勤務した場合に、改正後の条例第四条第六項又は改正後の初任給規則第十一条の規定による昇給の例により行うものとする。

一 施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額を受けている場合又は施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けていた給料月額若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額に限る。) 十八月

二 施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合、施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 十八月

三 昭和五十九年三月三十一日に受けた給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている場合(施行日以後の改正後の条例第四条第六項若しくは改正後の初任給規則第十一条の規定による最初の昇給の時期が五十八歳に達した日後である場合又は前二号に掲げる場合を除く。) 十八月

施行日前から引き続き在職する職員のうち、六十歳に達した日後に新たに職員となつた者、同日後に改正後の初任給規則第九条第一項又は第九条の二第一項に規定する異動をした職員等で人事委員会が定めるものについては、前二項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、改正条例附則第七項の規定により昇給させることができる。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

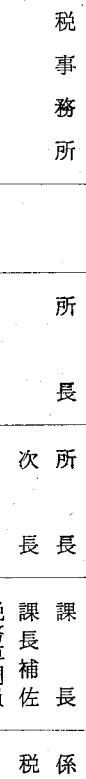
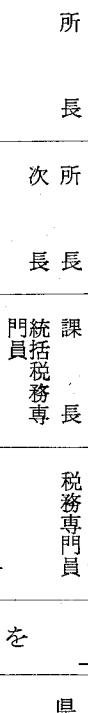
職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額である場合に限る。) 又は施行日以後に昇格し、若しくは降格し、当該昇格若しくは降格の直後の給料月額に対応する給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。) 又は施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額の直近上位の給料月額を受けている場合(当該昇格若しくは降格の直前の給料月額が施行日の前日に受けた給料月額に対応する給料月額である場合に限る。)

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

県税事務所



務専門員
長

に、
工業試験場

を

工業試験場

内職相談所

を

婦人就業援助センタ

に、

農業試

次長

に、

に、

鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取工業高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、境高等学校及び境水產高等学校（以下この項において「鳥取東高等学校等」といふ。）の事務長

鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取工業高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、境高等学校及び境水產高等学校（以下この項において「鳥取西高等学校等」といふ。）の事務長

に改める。

補佐

に改める。

産試験場

次長

課長

次長

課長

課長

課長

驗場

を

農業試験場

に、
畜産試験場

を

畜産試験場

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の高等学校の項中

補佐

に改める。

産試験場

次長

課長

次長

課長

課長

課長

次長

課長

次長

課長

課長

課長

課長

を

に改める。

官長長

を

調査官	副署長	署長
専門官長	課長	次長
専門官長	課長	次長
専門官長	課長	次長

鳥取警察署及び米子警察署の課長及び以下に付する事務官長

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則

別表第二の警察の警察署の項中

に改める。

別表第一の警察の警察本部の項中

調査官	課長
専門官長	課長
専門官長	課長

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の工業試験場の項中

場	長
---	---

を

次場	長
----	---

談所の項を次のように改める。

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の内職相

婦人就業援助センタ	場
所	長
三種	

別表の知事の事務部局の地方機関の農業試験場の項中

場	長
---	---

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の畜産試

次場	長
----	---

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

験場の項中

場長を

次場長

に改め、同表の教育委

を

副署長

に改める。

員会事務局及び教育機関の教育機関の高等学校の項中

を

附則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八頭郡用瀬町大字江波六五四番地

用瀬小学校江波分校

務高校校工等校子高校吉高等学校島東事
長等及東等学校、西学校、八業学鳥西學長
に学び境高米高、倉頭高校取高學、(島、取
限校境高、子、農高等、商高等、取
るの水等米西等、農高等、商高等、取
じ事産学学子高學米業學倉東等學鳥業學

に改め、同表の警察の警察署の項中

副署長

事務長(鳥取西高等学校、鳥取工業学校、
東高等学校、鳥取高等学校、八頭高等学校、
倉吉高等学校、鳥取高等学校、八頭高等学校、
農業高等学校、米子東高等学校、倉吉高等学校、
等学校、米子高等学校、倉吉高等学校、
境高等学校、米子高等学校、倉吉高等学校、
学校の事務長に限る。)

を

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

昭和57年3月31日 水曜日

鳥取県公報

一級
を削る。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年十二月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「同じ。」においての下に「職員が職務の等級の昭和五十五年八月三十日における最高の号給の号数を超える号数の号給（以下「増設号給」という。）を受ける場合及び」を加え、「基準日において職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合（当該職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合を除く。）にあつては第一号に

掲げる額、同日において給料の調整額又は教職調整額を受ける場合にあっては第二号に掲げる額」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第二号中「基準日において職員」を「基準日において職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合 基準日において当該職員」に、「（基準日において職務の等級」を「（基準日において増設号給を受ける職員にあつては第一号に規定する額、基準日において職務の等級」に、「前号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「基準日」を「基準日において職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合（次号に掲げる場合を除く。） 基準日」に改め、「除して得た数」の下に「（同日における当該職務の等級が増設号給を有するものではある場合にあつては、当該得た数に基準日における当該職務の等級の最高の号給の号数から昭和五十五年八月三十日における当該職務の等級の最高の号給の号数を減じた数を加えた数）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 基準日において職員が増設号給を受ける場合（第三号に掲げる場合を除く。） 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号給の号数から昭和五十五年八月三十日における当該職務の等級の最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号給の額からその直近下位の号給の額を減じた額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、昭和五十六年八月三十一日から適用する。

9 昭和57年3月31日 水曜日

鳥取県公報

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の東京事務所の項中「、斡旋、物産展示販売」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。